

## 徳島市ダイバーシティ経営企業認定制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、女性、若者、障害者、高齢者等の多様な人材が活躍できる社会の実現を目指して、その能力を最大限に発揮することができる機会を積極的に提供するなど、ダイバーシティ経営を行っている企業等を「ダイバーシティ経営企業」として認定し、その取組みを広く発信することにより、多様な人材が意欲的に仕事に取り組める職場風土の醸成や、働き方の仕組みの整備向上を図る。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 市内に事業所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者）をいう。
- (2) 常時雇用労働者 次のいずれかに該当するものをいう。ただし、当該者を雇用する法人の代表者（取締役を含む。）の配偶者若しくは3親等以内の親族又は当該者を雇用する個人の配偶者若しくは3親等以内の親族である者を除く。
  - ア 期間の定めがなく雇用されている者
  - イ 一定の期間を定めて反復して更新され、過去1年以上引き続き雇用されている者又は採用時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者
- (3) 若者 青少年雇用対策基本方針（令和3年厚生労働省告示第104号）の対象となる35歳未満の青少年をいう。
- (4) 障害者 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）における法定雇用率の対象者のうち、身体障害者にあつては身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の身体障害者手帳1級から6級までに該当する者を、知的障害者にあつては児童相談所等で知的障害者と判定された者を、精神障害者にあつては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。
- (5) 高齢者 高年齢者の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条第1項に規定する高年齢雇用確保措置を講ずる必要がない65歳以上の高年齢者をいう。
- (6) ダイバーシティ経営 多様な人材を活かし、その能力が最大限発揮できる機会を提供することで、イノベーションを生み出し、価値創造につなげている経営をいう。

### (認定の対象)

第3条 徳島市ダイバーシティ経営企業（以下「経営企業」という。）として本市の認定を受けることができる者は、次の要件のいずれにも該当する中小企業者等とする。

- (1) 本市に本店、主たる事業所若しくは支店（営業所を含む。以下同じ。）を有する中小企業者又は本市に住民票を有する者であつて、本市で事業を営む個人
- (2) 厚生労働省ホームページで、労働基準関連法令違反に係る事案として公表されていない者
- (3) 市税の滞納がない者
- (4) 別表の認定項目1の(1)から(5)まで及び認定項目2の(1)から(4)までについて取組み、多様な

人材の活躍推進により発展していること。

(認定の除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの場合に該当する者については、認定の対象としない。

- (1) 過去1年以内に事業主がその事業に関連して法律違反をしている場合
- (2) その業種が、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又はこれに類似する業種に該当する場合
- (3) 役員及び従業員等が、暴力団等の反社会的勢力である、又は反社会的勢力との関係を有する、若しくは反社会的勢力から出資等の資金提供を受けている場合
- (4) 過去1年以内に本市が発注した委託業務に関し、不正又は不誠実な行為により入札参加停止、入札参加回避等の措置を受けている場合
- (5) 徳島市暴力団等排除措置要綱（平成24年制定）に基づき、契約から排除する措置を受けている場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める場合

(認定の申請)

第5条 経営企業としての認定を受けようとする者は、徳島市ダイバーシティ経営企業認定申請書（様式第1号）及び別に定める認定要件該当表に、次の書類を添えて、本市が定める申請期間内に市長に提出しなければならない。

- (1) 雇用保険適用事業所設置届（事業主控）
- (2) 企業概要等
- (3) 中小企業であることを確認できる書類（法人事業主の場合は登記事項証明書、個人事業主の場合は住民票の写し及び個人事業の開業届出書）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(認定の通知等)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、別に定める認定基準に基づき経営企業を認定し、申請者に結果を通知するものとする。

2 市長は、経営企業の認定を受けた者について、その名称、取組等を公表することができる。

(認定の有効期間)

第7条 認定の有効期間は、認定の日以後3年に達する日の属する年度の末日までとする。

(変更の届出)

第8条 経営企業は、申請内容に変更があったときは、速やかに、別に定める変更届により市長に届け出なければならない。

2 経営企業は、第3条に規定する認定要件を満たさなくなったとき、又は認定の継続の意思がないときは、速やかに別に定める辞届出書を市長に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第9条 市長は、経営企業が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すものとする。

- (1) 第4条各号のいずれかに該当することが判明したとき。

- (2) 廃業、倒産等により営業を継続できなくなったとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により認定を受けたことが判明したとき。
- (4) 法令違反その他企業にふさわしくない重大な事実が判明したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、経営企業として適当でないと市長が認めるとき。

(支援の内容)

第10条 経営企業は、次に掲げる支援等を本市から受けることができる。

- (1) 本市のウェブサイトその他の広報媒体を活用した企業情報の発信
- (2) 本市とハローワークが共同開催する就職面接会において、ダイバーシティ経営に取り組む優良企業として紹介し、人材確保を支援
- (3) 認定を受けた経営企業のうち、より優れたものに対する奨励金の交付

(取組状況の把握)

第11条 市長は、取組状況を把握するため、必要に応じて経営企業に聴取調査及び現地調査を実施するほか、取組状況が分かる書類等の提出を求めることができるものとする。

(準則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、認定制度について必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和4年12月20日から施行する。

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

別表（第3条関係） 認定項目

認定項目	
1 多様な人材の活躍推進	(1) 女性の活躍推進の有無
	(2) 若者の活躍推進の有無
	(3) 障害者の活躍推進の有無
	(4) 高齢者の活躍推進の有無
	(5) 前各号に掲げるもののほか、人材の活躍推進の有無
2 多様で柔軟な働き方の推進	(1) 多様で柔軟な働き方を推進する意識・職場風土の醸成の有無
	(2) 多様で柔軟な働き方を推進する環境整備の有無
	(3) 仕事と生活の両立支援の有無
	(4) 前各号に掲げるもののほか、多様で柔軟な働き方の推進の有無

認定基準については、別に定める。

様式第1号（第5条関係）

## 徳島市ダイバーシティ経営企業認定申請書

令和 年 月 日

徳島市長殿

申請者 企業等の所在地

企業等の名称

代表者役職・氏名

〔申請者が自署しない場合又は法人である場合は、  
記名押印をしてください。〕

徳島市ダイバーシティ経営企業としての認定を受けたいので、徳島市ダイバーシティ経営企業認定制度実施要綱第5条の規定に基づき、次のとおり申請します。

フリガナ			
企業等の名称			
支店の名称・所在地 (企業等の本店の所在地 が徳島市外の場合)			
業種名			
設立年月日	年	月	日
市内事業所・支店 設置年月日	年	月	日
常時雇用 労働者数	男性	女性	合計
	人	人	人
うち正社員数	人	人	人
担当者 (部署名・職氏名)			
連絡先	電話番号 ( ) - メールアドレス		

<取組みの内容>

企業等における「多様な人材の活躍推進」「多様で柔軟な働き方の推進」に関する取組みについて、できる限り具体的に記載してください。

<具体的な成果>

貴社のダイバーシティ経営に関する取組みによる、具体的な成果を記載してください。

<アピールポイント>

- (例)・経営方針等にダイバーシティ経営の意義、このことで何を得るのかなど明確にしている。
- ・認定項目にあてはまらない積極的かつ先進的な取組みを行っている。
- ※ 上記はあくまで一例ですので、自由に記載してください。

※ <取組みの内容>、<具体的な成果>及び<アピールポイント>について、記入欄は適宜広げてお使いください。これらを証する書類がある場合は、添付してください。

**【添付資料】**

- (1) 徳島市ダイバーシティ経営企業認定要件該当表
- (2) (1)の認定要件に該当していることが分かる書類の写し
- (3) 雇用保険適用事業所設置届（事業主控）
- (4) 企業概要等（会社案内、パンフレット等）
- (5) 中小企業であることを確認できる書類（法人事業者の場合は登記事項証明書、個人事業主の場合は住民票の写し及び個人事業の開業・廃業等届出書）
- (6) 同意書（直近年度の市税の納税状況確認の同意）  
ただし、本店の所在地が徳島市外の場合は納税証明書
- (7) 代理提出の場合は、委任状
- (8) その他市長が必要と認める書類

**【申請に当たっての注意点】**

この申請に当たって、障害者等の把握や確認をする場合は、プライバシーの保護に十分配慮してください。なお、申請書類に記入された内容及び添付資料については、他の目的に使用することは決してありません。